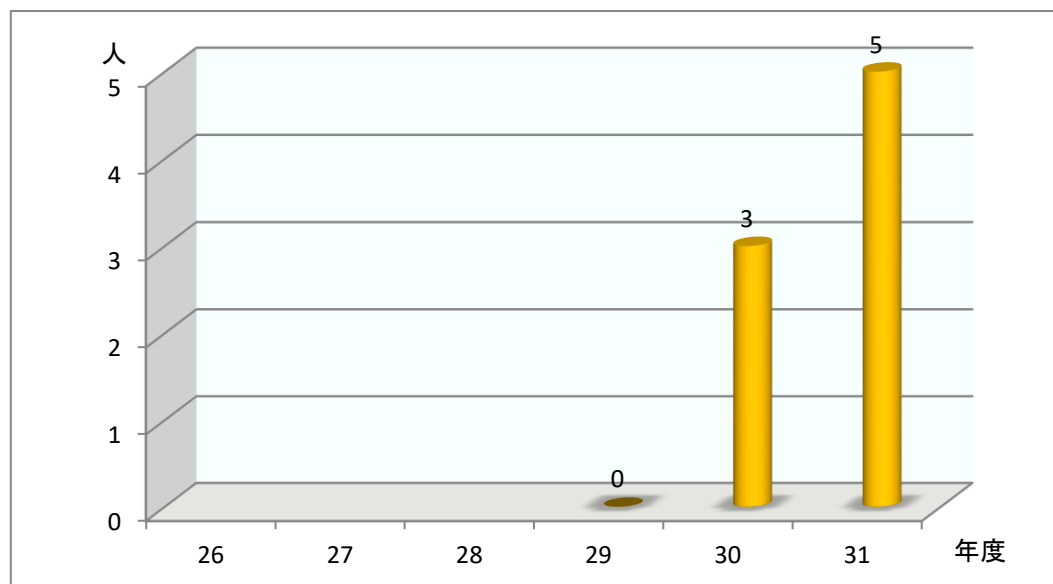


55 研究推進を担当する専任教員数

実績



自己点検評価

専任教員3名を含む5名の教員が、特定臨床研究、及び臨床研究法において努力義務となる侵襲・介入研究の実施を支援してきました。今後も、専任教員の役割に応じた支援体制のさらなる充実を図ります。

定義

対象年度4月1日時点で、各国立大学病院の臨床研究支援部門に所属し、研究・開発戦略支援者(プロジェクトマネジャー)、調整・管理実務担当者(スタディマネジャー)、CRC、モニター、データマネジャー、生物統計学専門家、監査担当者、臨床薬理専門家、倫理審査を行う委員会の事務局担当者、教育・研修担当者、臨床研究相談窓口担当者などの業務を担当している、もしくは研究推進を担当している専任教員で、50%以上のエフォートを有する教員の合計人数。

算式